改正後	改正前
（所長、副所長、矯正研修改革推進官、矯正研修分析官及び教官） **第二条**　矯正研修所に、所長、副所長及び矯正研修改革推進官それぞれ一人、矯正研修分析官四人並びに教官（併任者を除く。）二十七人を置く。 ［２・３　略］ ４　矯正研修改革推進官は、矯正の事務に従事する職員に対する職務上必要な研修を改革するために必要な施策の企画及び立案に参画する。 ５　矯正研修分析官は、命を受けて、矯正の事務に従事する職員に対する職務上必要な研修に資する情報の分析を行うことにより、当該研修に関する企画及び立案の支援に関する事務をつかさどる。 ６　［略］ （支所） **第十三条**　［略］ ２　［略］ ３　各支所に、支所長及び教頭一人を置き、支所を通じて教官（併任者を除く。）二十九人を置く。 ［４・５　略］	（所長、副所長及び教官） **第二条**　矯正研修所に、所長、副所長一人及び教官（併任者を除く。）二十五人を置く。 ［２・３　同上］ ［項を加える。］ ［項を加える。］ ４　［同上］ （支所） **第十三条**　［同上］ ２　［同上］ ３　各支所に、支所長及び教頭一人を置き、支所を通じて教官（併任者を除く。）二十三人を置く。 ［４・５　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○法務省令第十九号

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十二条第二項の規定に基づき、矯正管区組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

法務大臣　小泉　龍司

矯正管区組織規則の一部を改正する省令

矯正管区組織規則（平成二十五年法務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（首席管区監査官、管区監査官及び施設運営評価分析官） **第一条**　矯正管区に、それぞれ首席管区監査官一人、管区監査官一人（東京矯正管区、名古屋矯正管区及び大阪矯正管区にあっては、二人）及び施設運営評価分析官一人を置く。 ［２・３　略］ ４　施設運営評価分析官は、命を受けて、矯正施設の運営の状況についての評価及び情報の分析を行うことにより、矯正施設の運営の管理に係る企画及び立案の支援に関する事務をつかさどる。 （第二部の所掌事務） **第三条**　［略］ 一　［略］ 二　刑務所等被収容者の収容、分類、拘禁、移送、社会復帰支援その他の保護及び釈放に関すること。 ［三～八　略］	（首席管区監査官及び管区監査官） **第一条**　矯正管区に、それぞれ首席管区監査官一人及び管区監査官一人（東京矯正管区にあっては、二人）を置く。 ［２・３　同上］ ［項を加える。］ （第二部の所掌事務） **第三条**　［同上］ 一　［同上］ 二　刑務所等被収容者の収容、分類、拘禁、移送、保護及び釈放に関すること。 ［三～八　同上］